

9/26 より保険各社 コロナ「みなし入院」給付金を縮小

新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に「重症化リスクの高い方」に限定することが政府より公表されました。

このような状況を受けて、保険各社は、2022年9月26日以降、「みなし入院」(※1)による入院給付金の支払対象を「重症化リスクの高い方」(※2)のみに限定することにしました。

組合が取り扱っている、こくみん共済coop(全労済)やアフラック等の商品に関しても、「みなし入院」の支払対象が変更されます。詳しくは、両社の発文でご確認ください。

なお、2022年9月25日までに陽性と診断された場合や、病院に入院した場合は、これまで通り入院給付金の支払い対象となります。

(※1) みなし入院

自宅や施設で医師等の管理下で療養を行った場合は、「入院」として取り扱い、入院給付金の支払い対象とする特別な取り扱いのこと

(※2) 重症化リスクの高い方(9/26以降も、みなし入院の対象となる方)

- ①65歳以上
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ感染症罹患による酸素投与が必要な方
- ④妊婦